

答弁書第七十一号

内閣参甲第七二号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出米麦價バリテ一計算による引上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出米麦價バリエー計算による明上に関する質問に対する答弁書

一、農民の供出した米價の全部を所得税として徴収したようなことはない。農家の所得税は、自家保有米を含めた凡ての收穫高を基本として課税するのであるが、それでも供出米代金のうち何割かが所得税となつてゐるのが通常であつて、自家消費分を含んだ収入額以上の課税は行つていない。

二、昨年七月の價格体系の補正と共に、その際の農産物價格に対する措置に付いても目下慎重検討中であつて成案を得次第速かに発表したい意嚮である。